鹿屋市立学校管理規則及び鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

（鹿屋市立学校管理規則の一部改正）

第１条　鹿屋市立学校管理規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別記第４号様式、第８号様式及び第16号様式中「性別」を「戸籍上の性別」に改める。

（鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正）

第２条　鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第３号様式及び別記第４号様式を次のように改める。

第３号様式（第８条関係）

学校体育施設利用日誌（　　）月分

（　　学校）

団 体 名		活動責任者氏名	
使用場所	□屋内運動場（□体育館□柔剣道場）□屋外運動場　□プール		
活動内容		使用器具：	

利 用 日	使用時間	利用人数（内訳）						
			小学生以下	中学生	高校生	～64歳	65歳～	合計
．（ ）	：　～　：	男						
		女						
．（ ）	：　～　：	男						
		女						
．（ ）	：　～　：	男						
		女						
．（ ）	：　～　：	男						
		女						
．（ ）	：　～　：	男						
		女						
．（ ）	：　～　：	男						
		女						
．（ ）	：　～　：	男						
		女						
．（ ）	：　～　：	男						
		女						
．（ ）	：　～　：	男						
		女						
．（ ）	：　～　：	男						
		女						

月　日	施設の破損、事故等の状況
．（ ）	
．（ ）	
．（ ）	
．（ ）	

※性別は、統計上収集する必要があるため、記入をお願いします。

第４号様式（第８条関係）

学校体育施設利用実績報告書（　　月分）

（　　学校）

使用場所		□屋内運動場（□体育館□柔剣道場）　□屋外運動場　□プール								
日	曜日	利用者		性　別		年齢階層				
		件　数	人　数	男	女	小学生以下	中学生	高校生	～64歳	65歳～
計										

※性別は、統計上収集する必要があるため、記入をお願いします。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。